

ちとせプレミアム付商品券発行事業 参加店 Q&A

問い合わせで、寄せられている内容をまとめましたので、参考にしてください。

1. 登録申請について

Q. 市内に複数の店舗がある場合は、それぞれの店舗ごとに申請書の提出は必要か？

A. 代表する店舗は、当該店舗の内容を登録申請書に記入し、その他の店舗については、申請書に記載している内容を、一覧にさせていただいてもかまいません。

必要記載内容：店舗名、住所、電話番号、業種（取扱品目）

Q. テナントの一部が不参加の場合は

A. 商品券が使えないことを店内へ掲示するなど、お客様にわかるように十分に説明(配慮)をお願いします。

なお、大型店舗などの場合は、テナントとして入居している店舗を含め、大型店舗全体での登録をお願いします。

Q. 登録申請書の印は、本社代表取締役の印が必要か？

A. 各店舗代表の印(店長など)でかまいません。なお、印は、シャチハタ以外の印をお願いします。

Q. 登録申請書の提出は、FAX の提出は可能か？

A. 可能ですが、後日、原本を持参・郵送をお願いします。

2. 換金手続きについて

Q. 郵送での換金請求は可能か？

A. 可能ですが、商品券枚数を確認しますので、差異が生じた場合は、商工会議所での確認枚数を優先しますので、ご了解ください。

なお、大型店舗など商品券を大量に取り扱う店舗については、信頼関係の上で対処させていただきます。

Q. 大型店の場合の換金請求は個々で行うのか。

A. 参加事業者ごとに、換金請求をお願いします。

なお、一括請求していただいてもかまいません。

Q. 取りまとめた場合の、換金手数料はどのようになるのか？

A. 商工会議所会員は 0.5%、非会員は 1.0% になります。換金請求をされる参加事業者で判断します。

Q. 振込手数料の支払いは

A. 換金請求ごとに、総額より差し引き振込させていただきます。

別途領収書を郵送させていただきます。

3. 商品券について

Q. 商品券の購入は、本人でなければならぬのか？

A. 千歳市から送られる購入引換券を持参された方へ販売します。代理の方でも購入は可能です。

Q. 商品券使用について、つり銭が出ないとはどういうことか。

A. 商品券は1枚500券で、450円の商品を購入し、商品券で支払いをした場合などで、この場合は、お釣は出ないという意味です。

お客様には説明をお願いします。なお、商品券にも注意書きがされています。

Q. 商品券の見本はあるのか？

A. でき次第お配りします。

4. 広告・宣伝について

Q. ポスター、ステッカーなどの準備は？

A. ポスター、ステッカーは現在作成中で、でき次第お配りします。

Q. 参加登録店舗の一覧は？

A. 8月9日参加申込締切後、事業者一覧を作成印刷し、商品券購入者へお配りします。なお、ホームページには、最新の参加事業者一覧を更新する予定です。

5. 各店舗独自の取り組みについて

Q. 店舗自体がプレミアを付けてもよいのか？

A. 店舗独自の取り組みは、消費喚起につながりますので、可能な場合は是非お願いします。

6. その他

Q. 近隣でも同様の事業を実施しているが、間違って商品券を受け取った場合の対応は？

A. 千歳で発行する商品券以外は換金できませんので、十分に注意したうえで受け取りをお願いします。

商品券の見本を参考にしてください。

Q. 対象店舗で医療品を扱っているが、対象となるのか？

A. 医療費の支払いも対象となります。